ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

ストレスチェックについての相談は
産保センター（※）が開設している
ストレスチェック制度サポートダイヤル
をご利用ください

ナビダイヤル

0570-031050

（全国統一ナビダイヤル）

受付時間　平日10時～１７時（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3は除く）

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを 無料で提供します。

大阪産業保健総合支援センターでは個別訪問支援をしております。

個別訪問支援は専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が無料で事業場に訪問し、ストレスチェック制度について事業場の状況に応じた具体的なアドバイス、メンタルヘルス対策について支援します。

※ストレスチェックを**代行する業者の紹介はしておりません。**



申込はWEBで！

申込先：大阪産業保健総合支援センター

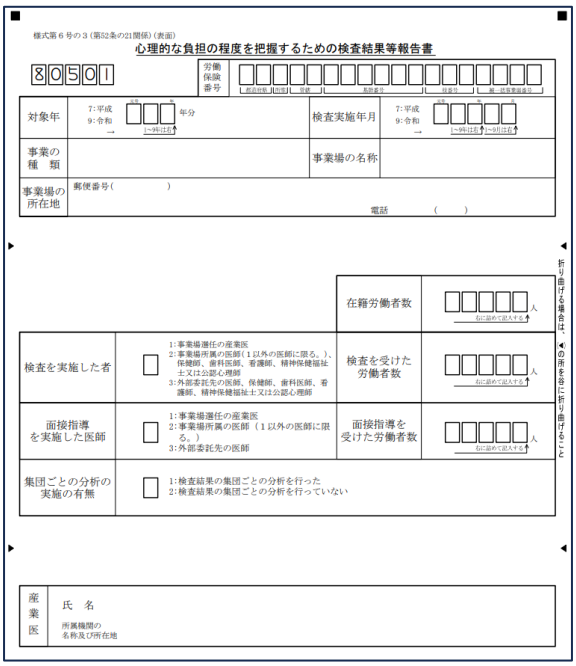
https://osakas.johas.go.jp/



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局・労働基準監督署

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、
1年以内に1回、ストレスチェック報告書、つまり、
「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を所轄労働基準監督署へ提出する義務が、労働安全衛生規則第52条の21に定められています。



様式第６号の３（第52条の21関係）（表面）

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501

労働保険番号			
対象年	7:平成 9:令和 → 年分	検査実施年月	7:平成 9:令和 →
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（ ） 電話 （ ）		
		在籍労働者数	人
検査を実施した者	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師（１以外の医師に限る。）、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3:外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師	検査を受けた労働者数	人
面接指導を実施した医師	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師（１以外の医師に限る。） 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数	人
集団ごとの分析の実施の有無	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない		

折り曲げる場合は、◀の内側に折り曲げること。

産業医	氏　名 所属機関の名称及び所在地

安全衛生法関係　入力支援サービス　検索

https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

文字サイズ 小 中 大

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

本サービスについて　サービス利用方法　よくあるご質問　お知らせ　アンケート

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニューへ（電子申請を利用しない方はこちら）

帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はこちら）